

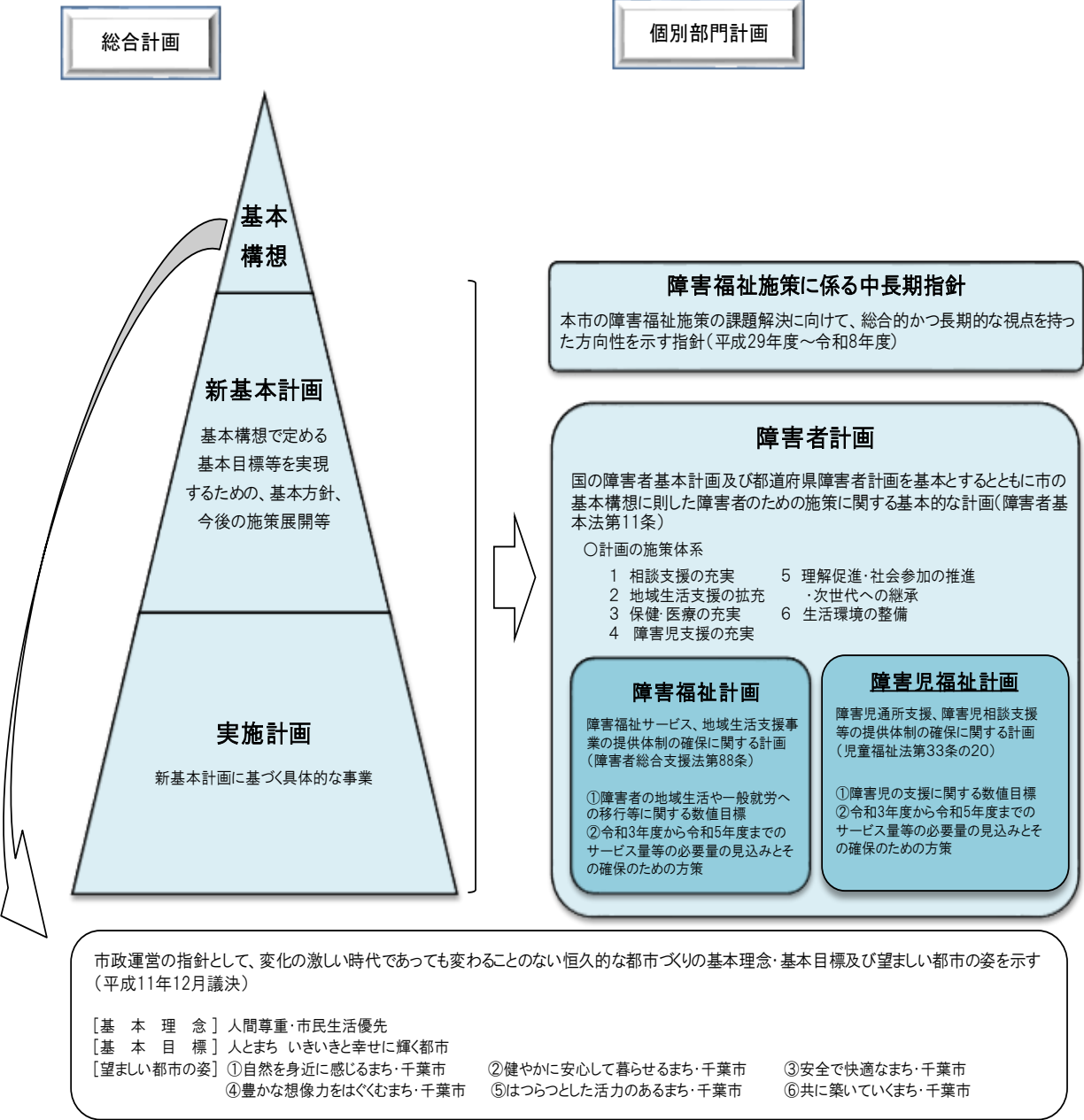
第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について

1 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項の規定による「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものである。

また、この計画は、「新基本計画」を上位計画とする本市の障害者施策に関する個別部門計画である。

市の総合計画と個別部門計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）との関係について



2 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
国の動き		<障害者基本法>									
		第3次障害者基本計画 (平成25～29年度)			第4次障害者基本計画					第5次障害者 基本計画	
		<障害者総合支援法・児童福祉法>（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）									
		平成26年改正 指針			平成29年改正 指針			令和2年改正 指針			
市の障害者関連計画等			千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針 (平成29～令和8年度)								
		第3次障害者計画			第4次障害者計画			第5次障害者計画			
		第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
					第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			
市の動き		新基本計画 (平成24～令和3年度)								(仮称)千葉 市基本計画	
		第2次実施計画			第3次実施計画						